

※ 申請書類は、A4サイズかつ片面記載のもの（原則、両面記載のものは不可）をご提出ください。

10) 日本人の子の配偶者

※ブラジル人の場合のみ。他の外国人の場合は、日本人の子の配偶者（在留資格認定証明書を提示する申請）の書類を提出してください。

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚4.5 cm×4.5 cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3 cm×4 cmでも可
4. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）
5. 申請人の配偶者の身分証明書RG（認証済みのコピー）
6. 婚姻証明書（2ヶ月以内に発行されたもの）（認証済みのコピー）
7. 日本人の子である配偶者の下記の書類
 - 出生証明書（認証済みのコピー）
 - 父又は母の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（1年以内に発行されたもの）（オリジナルとコピー）
8. 申請人の日本人の子である配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a)配偶者が申請人を日本から呼び寄せる場合
 - 身元保証書（オリジナル）
 - 在職証明書（オリジナル）
 - 住民票（オリジナル）（記載事項に省略がないもの）
 - 在留カードのコピー（表裏）
 - 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、出入国印等のページ）
 - 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・源泉徴収票
 - ・所得証明書
 - ・確定申告書控
 - ・給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
 - b)配偶者が再入国許可を使用して、申請人と日本に同時入国する場合
 - 身元保証書（オリジナル）

- 旅券のコピー（身分事項、書名欄、査証、再入国許可、出入国印等のページ）
- 在留カードのコピー（表裏）
- 身元保証人の下記書類のいずれか1点（オリジナル）
 - ・雇用予定書
 - ・最新の在職証明書（身元保証人が休暇中の場合）

c)配偶者が申請人と同時に査証申請して、日本に同時入国する場合

- 身元保証書（オリジナル）

9. 日本に渡航歴がある場合には、過去に取得した全ての旅券（オリジナル）

※オリジナルとコピーの両方を求めている書類については、オリジナルは受付時に確認後、返却します。

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。